

◇目標4 特別な支援を必要とする子供や家庭の
.....自立を促進する基盤づくり ◇

【 概要 】

虐待を受けた子供とその家庭、様々な理由から親と暮らすことのできない子供達、障害のある子供や、ひとり親の家庭などには、特別な支援が必要な場合があります。その状況やそれぞれの課題を的確に把握し、子供の健やかな育ちと自立を促進する観点から、状況及びニーズに応じた支援を進めていきます。

現状と課題

【(1) 児童虐待防止対策の推進】

- 近年の児童虐待の事例を見ると対応の困難な事例が目立ち、早期発見と未然防止の取組強化が求められています。「前期計画」での重点的取組はおおむね順調に進んでいるものの、要保護児童対策地域協議会の取組や内容は自治体によって様々です。虐待の早期発見・未然防止のため、都内全域での効果的な体制整備、住民の通告義務等に関する一層の普及啓発が必要です。
- また、未然防止から子供の保護、保護者支援、家族の再統合に至るまで、子供家庭支援センター・先駆型子供家庭支援センター、児童相談所、保健所等の関係機関が連携し、一貫して取り組むことが重要です。そのためには、職員の育成や一時保護所の環境改善、児童相談所の施設整備などにも目を向ける必要があります。

【(2) 社会的養護を必要とする子供への取組】

1 家庭的養護の推進

- 児童虐待相談件数等の増加に伴い、一時保護所や児童養護施設等は逼迫した入所状況となっています。また、老朽化が進んでいる施設も少なくなく、計画的に改築を進める必要があります。
- 「前期計画」では、様々な理由で親と一緒に暮らすことができない子供達が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できる「ほっとファミリー」（養育家庭）やグループホームといった「家庭的養護」を、社会的養護の3割に拡充することを目標として取組を進めてきました。しかし平成20年度末時点では約25%にとどまっており、引き続き拡充を図っていく必要があります。

- 子供と養育者との基本的信頼関係（愛着）を作る時期である乳児期にこそ「ほっとファミリー」（養育家庭）委託を積極的に促進する必要があります。

2 施設機能の強化及び被措置児童の権利擁護

- 社会的養護の下に育つ子供達は、できる限り家庭に近い生活環境の中で育てられるべきです。中でも、虐待により心身ともに深く傷ついた子供は、様々な情緒・行動上の問題を抱えており、それぞれの子供のケアニーズに適切に対応するとともに、他の子供が安心して生活できる環境を確保するため、少人数の養育単位での手厚いケアや心理的側面に着目した治療的な養育環境の拡充が必要となっています。
- 被虐待児童や発達障害の可能性のある児童が増えており、こうした特別な支援を要する児童の多様なニーズに伝えていくことが必要となっています。しかしながら、施設の職員を育成する研修について、従来のカリキュラムでは不十分であることや、施設ごとの研修内容にばらつきがあるなどの課題があります。
- 施設や養育家庭で生活する子供達に対して、将来の独り立ちを支えるという視点、また、子供の権利擁護という視点を大切にした支援が必要です。

【(3) ひとり親家庭の自立支援】

- 都内のひとり親家庭は、増加傾向にあります。ひとり親家庭は就労している割合は高いものの、母子家庭では非正規雇用の割合が高いため収入も不安定なものとなっています。また、未婚・非婚のひとり親家庭が増加すると共に、ひとり親家庭となる年齢も低下傾向にあり、子供の養育など生活全般への支援がますます重要となっています。

【(4) 障害児施策の充実】

- 障害のある子供及びその保護者が住みなれた地域で安心して生活していくためには、子供の成長段階や個々の障害の事情に即したきめ細やかな相談対応や支援が必要です。また、将来社会的に自立できる力や、地域の一員として生きていく力を育む必要があります。
- 障害児の保護者からは、放課後や夏期休暇期間の子供の居場所の確保や仕事と子育ての両立、レスパイト支援等が求められています。

取組の方向性

【(1) 児童虐待防止対策の推進】

- 児童相談所、子供家庭支援センター、保健所等の関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子供の保護、保護者への支援、虐待等により分離した家族の再統合、アフターケアまでの一貫した取組を進めていきます。
- 虐待の未然防止に向けて、乳幼児健診や乳児訪問等の機会を活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し適切な支援を行っていきます。
- 児童相談所の体制強化や子ども家庭総合センター（仮称）の整備を進めます。また、被虐待児やその親への支援といった複雑困難な課題に対応できる職員の育成・研修に取り組んでいきます。
- 国や区市町村、民間団体と連携して虐待防止の普及啓発「オレンジリボンキャンペーン」を実施し、都民への働きかけを積極的に行っていきます。

【(2) 社会的養護を必要とする子供への取組】

1 家庭的養護の推進

- より多くの子供が「ほっとファミリー」（養育家庭）で暮らせるよう、引き続き普及啓発を図るとともに、子供を受託した家庭への支援などを拡充していきます。また、乳児期からのほっとファミリー委託を積極的に進めていきます。
- グループホームの設置と安定した運営のため、その運営を担う中核的な人材の育成や、知識・技術を身に付けるための研修の充実を図るなど、グループホーム運営への支援を進めます。

2 施設機能の強化

- 児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設等の整備を図ります。
- 虐待を受けた子供へのケアの充実を図るため、小規模グループケアの設置拡大や、専門機能強化型児童養護施設を拡充します。また、新たなケアニーズや困難なケースに適切に対応するため、児童養護施設等人材育成支援事業等により職員を確保・育成するプログラムを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援します。

- 情緒・行動上の問題を重層的に抱えている被虐待児童に対して、生活支援・教育・治療を総合的に提供する「新たな治療的ケア施設」の検討を進めていきます。
- 高校中退や離職等で、再度、高等学校への就学等を目指す児童に対し、生活指導、就学指導を行う「再チャレンジホーム」の設置促進や、社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱えるものが集える場である「ふらっとホーム」の提供を行います。
- 被措置児童等虐待の届出・通告のため3つの窓口を設置しており、引き続き、都のガイドラインに基づき、児童相談所や関係機関と連携しながら、届出・通告事案に対して迅速な対応を図っていきます。
- 東京都児童福祉審議会・子ども権利擁護部会での被措置児童等虐待に関する報告・検証等を通じ、対応強化と防止に努めます。

【(3) ひとり親家庭の自立支援】

- ひとり親家庭の親の安定した就労に向けて、母子家庭就業・自立支援センターや、地域の母子自立支援施設などの支援を引き続き行っていきます。あわせて、就業につながるスキルや資格を得るための支援を強化します。
- ひとり親家庭が身近な地域で気軽に相談できる体制を作っていきます。平成20年度から開始している養育費相談事業等について普及啓発を強化し、より質の高い相談に努めていきます。
- ひとり親家庭の就労継続のために不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備については、本計画の目標2における「すべての家庭」に対する保育サービスのあり方の中で検討していきます。
- 母子生活支援施設については、入所者の抱える課題に応じ、きめ細やかな支援が行える方策を検討していきます。

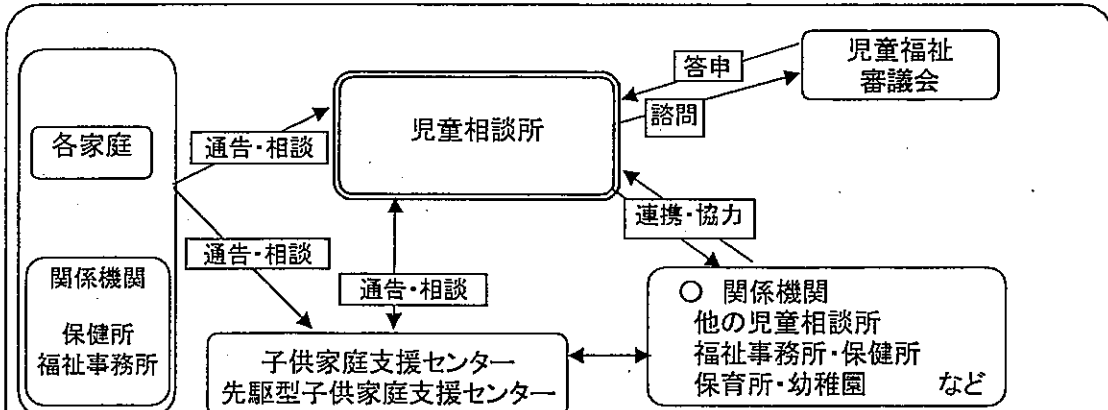
【(4) 障害児施策の充実】

- 学習障害や注意欠陥多動性障害、自閉症等発達障害の子供を含め、障害のある子供一人ひとりが、身近な地域で安心して生活できるよう、行政・学校・療育機関等が連携し、そのニーズに応じた適切な支援を行います。
また、障害のある子供の放課後の居場所づくりや、保護者のレスパイト支援として、児童デイサービスやショートステイ等在宅サービスの拡充を図ります。
- 将来社会的に自立し、地域の一員として生きていくことができる力を養うことを目指し、新たなタイプの学校を含めた特別支援学校における教育内容の充実や、自立のためのグループホームの整備促進を図ります。
- 保育所・幼稚園や学童クラブにおける障害児の受け入れ促進を図るほか、学校においては障害のある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教室の充実を図り、障害児の健全な成長を支援します。

重点的取組⑨ 児童虐待防止対策の推進

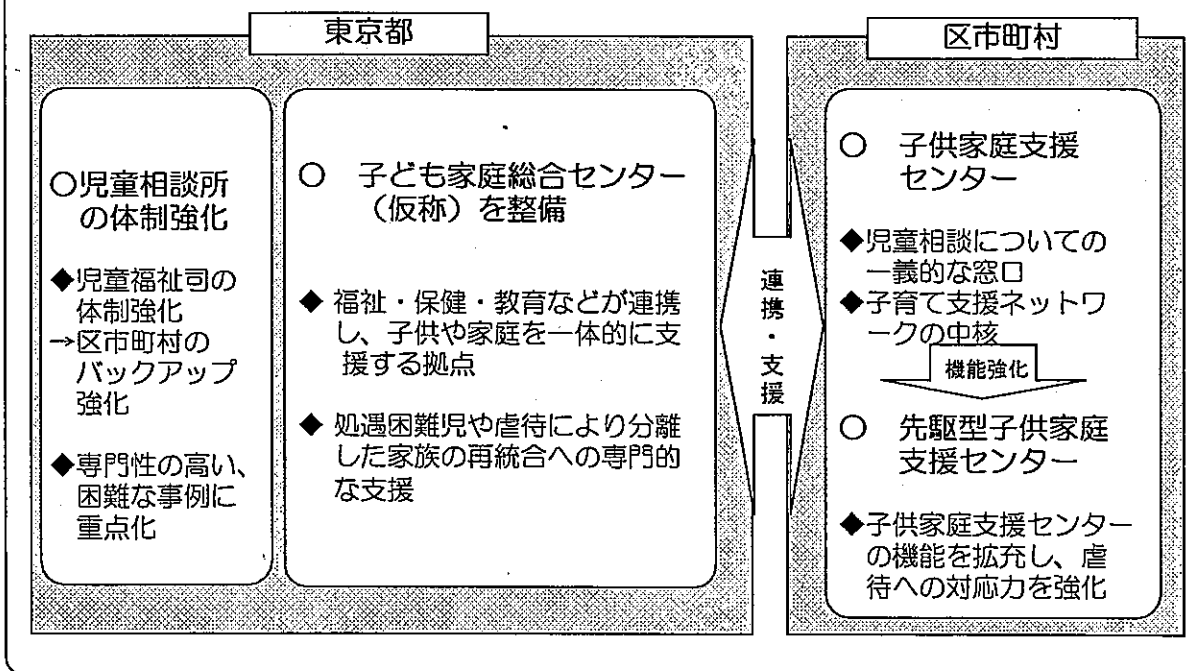
児童相談所、子供家庭支援センター、保健所等の関係機関が連携し、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子供の保護、保護者への支援、虐待等により分離した家族の再統合、アフターケアまでの一貫した取組を進めていきます。

児童虐待防止の取組



- 被虐待児やその親への支援といった困難な課題への対応に向けた職員の育成・研修に取り組んでいます。
- 虐待の未然防止に向けて、乳幼児健診や乳児訪問等の機会を活用し、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援を行っています。

東京都と区市町村の役割



重点的取組⑩ 社会的養護を必要とする子供への取組

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供達が、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、養育家庭等やグループホームでの家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設の機能を強化します。

家庭的養護の推進

- 養育家庭委託を進めるために、児童相談所による定期的な訪問をはじめ、家庭のニーズに応じたきめ細かな支援を、民間団体等と連携を図りながら実施
- 乳児委託を希望する養育家庭向けの研修を実施するとともに、乳児院入所児童について、早期からの養育家庭委託を積極的に推進
- グループホームを3か所以上設置する児童養護施設について、助言指導等を行う支援員を配置し、安定的運営を支援するなど、引き続き設置を促進

施設機能の強化

- 虐待を受けた子供等に対するケアを充実するため、専門的・個別的ケアを行う「専門機能強化型児童養護施設」を拡充
- 多様なケアニーズへの対応力を強化するため、児童養護施設等の職員の研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設が実施する人材育成を支援
- 虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供のケアを行う「新たな治療的ケア施設」について検討

新たな施設、専門機能強化型児童養護等の役割分担・位置づけのイメージ図

社会的養護の整備目標

【H21 年度(2月現在)】

3,933 人入所等(4,111 人受入枠)

- 家庭的養護 27% 1,076 人
 - ・養育家庭(里親ファミリーホーム含む) 388 人
 - ・グループホーム 688 人

【H26 年度の推計及び目標】

入所等推計 4,021 人

- 家庭的養護 35%

重点的取組⑩ ひとり親家庭の自立支援の推進

「東京都ひとり親家庭自立支援計画第2期」に基づき、関係機関との連携により、各家庭ごとの自立への課題解決に向けて、適切な支援につなげます。

自立支援に向けた4つの視点

- 1 各々の家庭の「自立度」に応じた支援
- 2 母子家庭・父子家庭双方への視点
- 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援
- 4 地域の関係機関の連携強化

自立支援の4つの柱

就労支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターでの就労支援



各家庭の状況に応じた個別的支援の実施や多様な就労支援策の提供

相談体制の整備

- ・母子自立支援員の相談対応
- ・養育費相談事業



家庭生活と仕事の両立に係る専門相談の実施

子育て支援・生活の場の確保

- ・保育等体制
- ・都営住宅優先入居
- ・母子生活支援施設



定期利用保育や都営児童など新しい保育等サービスの提供

経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・母子福祉資金
- ・チャレンジ貸付



父子家庭への児童扶養手当支給
「被保護自立支援に関する調査研究」普及啓発事業との連携

就労支援の今後の取組

母子家庭等就業・自立支援センター

- ・情報提供
- ・就業基礎研修
- ・無料職業紹介
- ★在宅就業支援
在宅での就業が必要な家庭への支援



★ひとり親家庭等就業支援コーディネーター事業

- ひとり親家庭への個別的な支援
- 就業前から就業活動支援アフターフォローまでの一体的な実施
- 訪問支援などきめ細かな対応

それぞれの家庭に応じた職業選択の幅の拡大
ひとり親家庭の雇用に取り組む企業開拓の拡大

目標4 「特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する環境づくり」
の事業一覧

(1) 児童虐待防止対策の推進

①家庭支援機能等の強化

再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組	〔実施主体：区市町村〕	福祉保健局
*NO.9参照			
再掲	子供家庭支援センター事業<包括補助>	〔実施主体：区市町村〕	福祉保健局
*NO.1参照			

②地域の見守り体制の強化

133	児童相談所の体制と取組の強化		福祉保健局
児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護、保護者の支援・指導、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していきます。			
134	家庭復帰支援の充実		福祉保健局
区市町村における施設退所後の児童に対するアフターケア機能を強化することにより、家庭復帰支援体制を充実させます。			
135	子供の権利擁護体制の強化		福祉保健局
様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の充実などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化します。			
再掲	先駆型子供家庭支援センター事業<包括補助>	〔実施主体：区市町村〕	福祉保健局
*NO.2参照			
再掲	子ども家庭総合センター（仮称）の整備		福祉保健局
*NO.4参照			

(2) 社会的養護を必要とする子供への取組

①家庭的養護の推進

136	養育家庭等の拡充		福祉保健局
<p>○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発や養育家庭への支援を拡充します。また、乳児期からの委託を推進します。</p> <p>○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育（ファミリーホーム）を着実に実施します。</p> <p>■21年度 家庭的養護が社会的養護の27% 養育家庭（里親ファミリーホーム含む）委託児童数 388人（22年度2月現在）</p> <p>■事業目標 26年度末までに家庭的養護（養育家庭及びファミリーホーム、グループホーム）を社会的養護の35%にする。</p>			
137	養護児童等グループホームの設置促進		福祉保健局
<p>○児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。</p> <p>○3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。</p> <p>■21年度 家庭的養護が社会的養護の27% 114ホーム 688人（22年度2月現在）</p> <p>■事業目標 26年度末までに家庭的養護（養育家庭及びファミリーホーム、グループホーム）を社会的養護の35%にする。</p>			

②施設機能の強化

138	児童福祉施設の整備	福祉保健局
<p>児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。</p>		
139	専門的、治療的ケア体制の充実	福祉保健局
<p>○虐待等により問題を抱える子供達へのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置し、専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大するとともに、個別ケア職員を配置するなど、機能の充実を図る。 ○虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の治療的養育・ケアを行う新たな治療的ケア施設について、検討を行います。</p>		
140	児童養護施設等の人材育成	福祉保健局
<p>多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援します。</p>		
141	養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局
<p>○自立するための援助が必要な施設退所者等が入居し、相談・指導等を行う自立援助ホームを充実します。 ○再度の高校進学等、再出発の支援が必要な児童に対して、生活指導・就学指導等を行う再チャレンジホームの設置を進めます。 ○施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。</p>		
142	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局
<p>児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。</p>		
143	フレンドホーム事業	福祉保健局
<p>児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。</p>		
144	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
<p>児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。</p>		

③被措置児童の権利擁護

145	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉保健局
<p>「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。</p>		

(3) ひとり親家庭の自立支援

①ひとり親家庭の就業・自立支援

146	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	福祉保健局
ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターが、無料職業紹介所の許可を取得して就職情報の提供等を行うほか、ひとり親家庭の自立促進講習会や相談指導者研修会を実施します。		
147	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 実施主体：区市、町村については都	福祉保健局
母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村での実施を促進します。		
148	母子家庭高等技能訓練促進費等事業 実施主体：区市、町村については都	福祉保健局
母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村での実施を促進します。		
149	母子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局
児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するために、福祉事務所に自立支援プログラムを策定する母子自立支援プログラム策定員(仮称)を配置し、母子自立支援員との連携のもとにプログラムを策定の上、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークなどとも密接に連携して、就業に結びつく支援をモデル実施します。		
150	ひとり親家庭就業支援コーディネート事業	福祉保健局
ひとり親家庭に対して、就職準備から就業後のアフターケアまで、個別的な支援を行います。(平成23年度まで)		
151	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	福祉保健局
ひとり親家庭等に対して、在宅就業を行うための研修や相談支援を行うほか、在宅就業を行う企業の開拓などを行います。(平成23年度まで)		
152	東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど就職活動を支援します。		
153	公共職業訓練の実施	産業労働局
職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。		

②相談体制の整備

154	母子自立支援員の資質の向上(母子自立支援員研修)	福祉保健局
身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図ります。		
155	ひとり親家庭等電話相談事業	福祉保健局
仕事や家事のために平日の相談が困難なひとり親家庭からの相談に対応するため、日曜日、祝日の電話相談を実施します。		
156	養育費相談事業	福祉保健局
ひとり親家庭の養育費にかかる相談について、電話相談、専門相談により対応します。		
157	ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援相談事業	福祉保健局
ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を図ることを目的とした広域的な専門相談を行います。(平成23年度まで 在宅就業支援事業の内数)		

③子育て支援・生活の場の整備

158	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	(実施主体：区市町村)	福祉保健局
家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障をきたしているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。			
159	母子生活支援施設的环境改善等		福祉保健局
老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。			
160	婦人相談所・婦人保護施設的环境改善等		福祉保健局
老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。			
161	母子緊急一時保護事業〈包括補助〉		福祉保健局
緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施します。			
162	児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付		福祉保健局
<p>○母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。</p> <p>○母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。 事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類</p>			
163	ひとり親家庭等医療費助成	(実施主体：区市町村)	福祉保健局
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。			
164	都営住宅の優先入居		都市整備局
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を引続き提供します。			

(4) 障害児施策の充実

①福祉・保健・医療の連携による支援

165	ショートステイ事業	(実施主体：区市町村)	福祉保健局
保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受けるものです。			
166	児童デイサービス事業	(実施主体：区市町村)	福祉保健局
障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、指導及び訓練を行います。			
167	発達障害児等への支援の充実		福祉保健局
<p>○発達障害者支援体制整備推進事業 これまでの区市町村におけるモデル事業の成果の普及を図るとともに、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)の福祉の増進を図ります。</p> <p>○発達障害者支援センターの運営 発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。</p>			

168	障害児等療育支援事業	福祉保健局
<p>在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行います。</p> <p>① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行います。</p> <p>② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行います。</p> <p>③ 施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行います。</p>		
169	重症心身障害児(者)への支援の充実	福祉保健局
<p>在宅の重症心身障害児(者)と家族のため、以下の支援策を実施します。</p> <p>① 重症心身障害児在宅療育支援事業(訪問事業) 訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行います。また、研修の実施等による訪問看護ステーションの拡充、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援します。</p> <p>② 短期入所事業及び通所事業における超重症児・準超重症児受入促進員の配置 濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行います。</p>		

②特別支援教育の展開

170	知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	教育庁
<p>知的障害が軽い生徒を対象として、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的とした特別支援学校高等部を設置します。</p>		
171	特別支援学校における就労支援	教育庁
<p>障害のある児童・生徒が活動する喜びや働く喜びなどが体験できるよう、小・中学部段階からのキャリア教育を充実するとともに、新たに構築した就労支援のしくみを活用して、企業就労を促進します。</p>		
172	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁
<p>教員の業務、指導体制を見直し、役割を明確にするとともに、児童・生徒の介護等に関わる業務に外部の専門家を活用し、教員と外部人材がチームで対応する都独自の指導体制を構築します。</p>		
173	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁
<p>各特別支援学校は、それぞれの専門性を生かした幼稚園、小・中学校等への支援や幼稚園、小・中学校等の特別支援教育に関する相談・情報提供等を実施し、地域におけるセンター的機能を発揮します。</p>		
174	都立高等学校等における特別支援教育の充実	教育庁
<p>都立高等学校等において、校内の特別支援教育に関する委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを指名します。また、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣します。</p>		
175	副籍制度の充実	教育庁
<p>区市町村に導入した副籍制度について、その制度の意義の理解と定着を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解啓発を積極的に進めます。</p>		

176	教育開発委員会（特別支援学級）	教育庁
<p>学習指導要領は、基礎的な内容の確実な習得を図り、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」を育成することを基本的なねらいとしています。そのねらいを実現するため、現在の学校教育の課題となっている個に応じた指導と評価の在り方に焦点をあて、研究開発します。</p>		
177	特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解・教育の充実、発達障害等の理解と支援の充実	教育庁
<p>特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育を一層充実するため、特別支援学校が教員の専門性や施設・設備を生かした地域支援の特別支援教育のセンターとしての役割が果たせるシステムを構築するとともに、交流及び共同学習の推進を図ります。また、発達障害等についても、講習会の開催や指導資料作成等により、教職員の理解を深め、指導内容・方法の改善・充実を図ります。</p>		
178	民間活力との連携による就労支援	教育庁
<p>特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図ります。</p>		
179	教育課程改善委員会の設置	教育庁
<p>中高一貫型ろう学校、知的障害が軽い生徒のための特別支援学校など新たなタイプの学校の設置等に備えるため、個別の教育支援計画の作成・実施に向けた、専門的かつ弾力的な教育課程のあり方、指導計画の作成に関する研究を行います。</p>		

③私立学校への支援

180	私立特別支援学校等経常費補助	生活文化スポーツ局
<p>私立特別支援学校等における障害児教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、経費の一部を補助します。</p>		
181	私立幼稚園特別支援教育事業費補助	生活文化スポーツ局
<p>私立幼稚園における障害児教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、経費の一部を補助します。</p>		

コラム⑩

ふらっとホーム

作成中

コラム⑪

ほっとファミリー

作成中

